

島根県告示第302号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

令和2年4月24日

島根県知事 丸山達也

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

出雲市新体育館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市西林木町大字鷹巣地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県出雲市西林木町大字鷹巣地内における31,733平方メートルの土地を起業地とする「出雲市新体育館整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、出雲市が体育館を新築整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出雲市は、平成17年3月の旧出雲市、旧平田市、旧佐田町、旧湖陵町及び旧大社町の合併、さらに、平成23年10月の旧斐川町の合併を経て、現在の出雲市となり、平成24年度に策定した出雲市の総合振興計画である「新たな出雲の国づくり計画」において、将来像実現への基本方策の一つに「環境・文化都市の創造」を定め、「市民の健康増進や体力向上」はもとより「市民ニーズにあったスポーツ施策の推進と環境整備」に努めることとし、各種スポーツ施策に取り組んでいるところである。

このような状況の中、年間延べ約30万人の市民が15ある市立体育館を、各競技団体の大会などのスポーツ活動や健康増進の場として利用しているが、17万都市となったことで各種大会等の規模が大きくなり1会場で開催できないなど規模的に問題があることや選手控室、大会役員室等の諸室が無いことなど機能的にも問題があり利用に支障をきたしている。

また、老朽化した施設も多く、建設から約50年が経過し、耐震性、安全性等に問題がある3体育館（出雲体育館、平田体育館、斐川第2体育館）については、廃止に向けた取組が行われており、この3体育館が廃止となった場合、年間延べ約10万人の利用者、約150件の大会等の行き先を考慮する必要がある。特に、出雲体育館については、大ホール天井の経年劣化による落下の危険性が高く、建物全体の老朽化から多額の費用をかけて改修を行うことは困難なことから、今年3月末をもって廃止になった。

本件事業の完成により、健康増進や市民交流の機会の増加が期待でき、多様化する市民ニーズに対応し、市民がライフステージに応じ日常のスポーツや健康づくりに気軽に使用できるうえ、市大会など一定規模の大会開催も可能となるなど、本件事業は様々な利用者層による健康活動、幅広い種目のスポーツ振興、継続的なスポーツ活動の推進に寄与することが認められる。

また、隣接地には島根県立大学出雲キャンパスがあり、同大学と連携を図ることで大会開催時等の同大学の体育館、運動場等の利用や新体育館を活用した学生等による健康・介護予防教室、各種イベントの開催など、これまでの体育館には無い新たな事業展開が期待できるほか、大空間を有する特徴を活かし災害時の避難所としての機能を付加するなど、市民に与える公益的意義は大きいと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に定める環境影響評価の実施対象事業に該当しないが、本件事業の施工にあたっては、防音や防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地の一部に文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する埋蔵文化財包蔵地が確認されることから、同市文化財担当課へ依頼し埋蔵文化財試掘調査を実施され、その結果、起業地内に遺構は確認されず、確認された遺物1片についても偶発的な流入と考えられ、事業地内に遺跡が存在する可能性は極めて低いものの、事業実施中に遺構・遺物等が発見された場合には速やかに同市文化財担当課まで連絡を取ることとされている。

起業地内における希少野生動植物の生息生育情報について、島根県自然環境課から鳥類のサシバ（絶滅危惧Ⅰ類）、ヘラサギ（情報不足）の生息情報があるものの、事業実施にあたっては希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には適切な保全対策を講じることとし、周辺の河川に生息・生育する水生生物の生息・生育環境に影響を及ぼさないよう、土砂及び濁水の流出防止等について十分に配慮することとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、3万平方メートル程度の広大な用地が必要になることやコスト面に影響が大きいことから基本的に住家を敷地に含めないことを勘案して、旧出雲市内の5つの候補区域について検討が行われている。申請区域である鳶巣地区は他の4地区と比較して、人口重心や廃止する3体育館からの距離も比較的近く、周辺の道路環境も優れており、また公共交通機関とのアクセスも良く、特に一畑電車川跡駅が付近にあることから大量輸送も可能であり、市民のスポーツ活動拠点としての立地環境に優れていることなどから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域の中で候補地①（島根県立大学出雲キャンパス東側、以下「申請地」という。）、候補地②（島根県立大学出雲キャンパス西側）及び候補地③（一畑電車川跡駅前）の3つの候補地について検討が行われており、本起業地は島根県立大学出雲キャンパスと隣接することから同大学との連携が図りやすいこと、交通量・民家が少なく周辺への影響が少ないこと、周辺に建物も無いことから将来的な事業拡大への対応も可能であること、さらに交通量が少なく、進入路整備も不要なため工事施工も容易であることなど、社会的、技術的及び経済的視点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように出雲体育館を今年3月末に廃止になったが、本館では年間約3万人の利用があり、また大会等も年間約50件開催されており、来年度からこうした利用や大会等の運営に支障を来たすことになり、さらに同様の利用のある平田体育館及び斐川第2体育館についても、廃止に向けた取り組みを行うこととしていることを考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（市民文化部 文化スポーツ課）